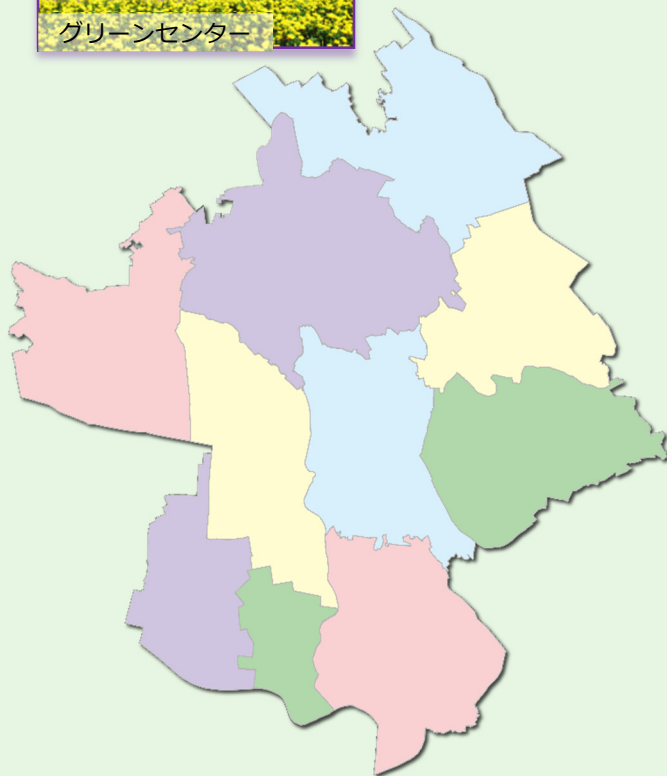


第2次 川口市 緑の基本計画

- 概要版 -

2019 年度～2033 年度



「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、緑地の保全及び緑化の目標、その目標を達成するために推進すべき施策等を定めるものであって、本市における緑に関する基本計画（マスタープラン）となります。

本計画で対象とする「緑」とは、公園・広場、樹林地、草地、河川・湖沼、農地、公共施設の緑、工業地の緑・商業施設の緑、住宅の庭や生垣などの民有地における緑など、まちの緑全般を対象としています。



計画策定の背景と位置付け

本市では、平成 20 年に「川口市緑の基本計画（改訂版）」を策定し、緑のまちづくりを推進してきました。策定後 10 年が経過し、この間、地球温暖化問題や少子高齢化の進行、都市緑地法の改正など、緑を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化しています。一方で、鳩ヶ谷市との合併や「第 5 次川口市総合計画」が策定されたこともあり、これらに対応するため、新たな「第 2 次川口市緑の基本計画」を策定しました。

本計画は、「第 5 次川口市総合計画」のもとに位置づけられ、「川口市都市計画基本方針」、「川口市景観計画」等の関連計画との連携も図っていきます。また、広域的な視点としては、「第 2 次埼玉県広域緑地計画」を踏まえつつ策定しました。



新たな計画の特色

特色 1 市民の目線を重視した美しい緑

前回の計画では、市内の緑の評価方法として、緑の量を重視した緑被率を測定してきました。しかし、緑被率では建物の壁面緑化や生垣など、市民の目線で感じられる美しい緑を評価することができません。

人口増加に伴う都市的な土地利用が進行する本市では、緑を面的な量ではなく、美しさを感じられる緑の創出が求められています。そのため、今後は、市民が緑を身近に感じることができる緑視率を緑の評価指標とする中で、市全体で緑の配置・美しさの維持・創出を実現していきます。

特色 2 人を呼び込める魅力ある緑

本市には、首都圏近郊緑地保全法により、「安行近郊緑地保全区域」に指定された区域があります。田園的自然環境を保全することを主とした当該地域内では、現在、イイナパーク川口（赤山歴史自然公園）が整備中（平成 30 年 4 月一部供用開始）であり、周辺の農地は観光に資する場としての活用も検討されています。しかし、緑化需要の減少などにより、農地以外の土地利用の転換が進んでいます。

こうした現状から、「現状維持の保全」から「都市的土地利用と共存した緑の保全」へ方針転換を検討し、人を呼び込める魅力ある緑に囲まれたまちづくりを実現していきます。

特色 3 市民とつくる緑の質

現在、緑の活動に参加していただいている方々は、高齢化などにより減少してきています。一方、市民からの身近な緑に対する要望や価値観は多様化しています。特に、緑は多様な自然環境を形成しており、市民の暮らしはもとより、動植物の生息・生育空間にも大きく影響を与えます。

そのため、今後は、動植物など様々な緑に関する情報を市民と共有することで緑に対する関心を高め、「市民とつくる緑のまちづくり」への参加を促進し、多くの市民が参加した質の高い緑づくりと、持続的な維持を実現していきます。

緑視率調査の実施

■ 緑視率とは

緑視率とは、ある地点における人間の視野内に占める緑の見かけの量の割合を示す指標です。撮影地点と撮影方向を定め、定点観測を行うことで、市内の見かけの緑の量を計測します。算出方法は、 $\text{緑視率} = (\text{緑の面積}) \div (\text{撮影範囲})$ となっています。

■ 調査実施場所

川口市が取り組むまちづくりの施策と結びつく場所、新たな公共施設の整備において緑化を推進できる場所、市民や来訪者が多く利用する本市の玄関口である駅、街路樹の管理方針が策定された歩道

緑の面積

撮影範囲

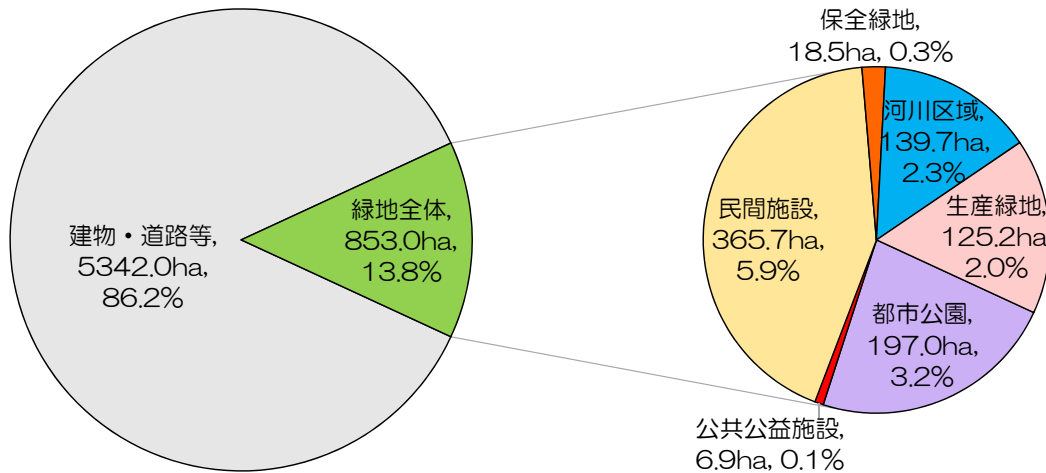




川口市の緑の現況 等

現況の市内の緑の面積は 853.0ha（平成 31 年 3 月末時点）で、市全体面積（6,195.0ha）の 13.8%となっています。最も多い緑は、田・畑や市民農園を含む民間施設緑地となっています。

《川口市内全体》

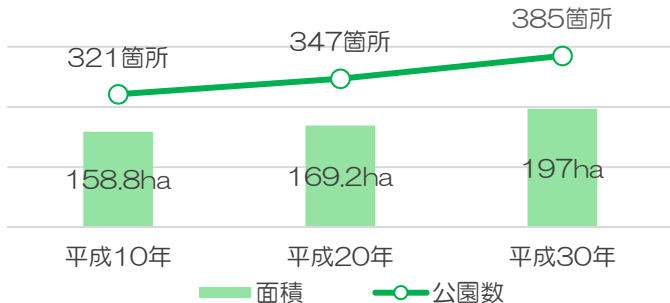


出典：都市計画基礎調査、都市公園等一覧表 等

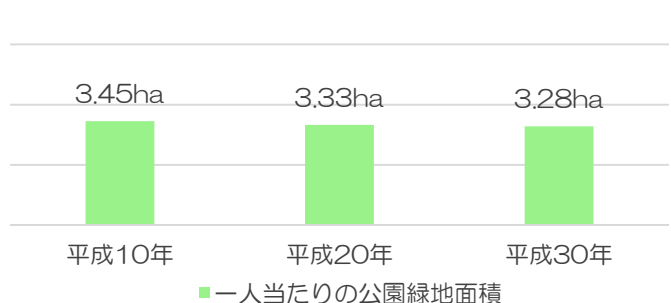


緑の区分ごとの推移

都市公園数と面積の推移



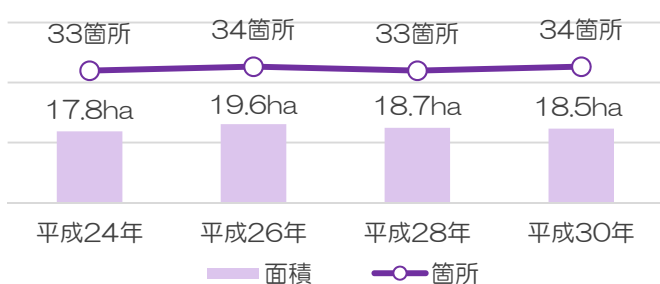
一人あたりの公園緑地面積の推移



※平成 10 年・平成 20 年は合併前の鳩ヶ谷市の数値は含まれておりません

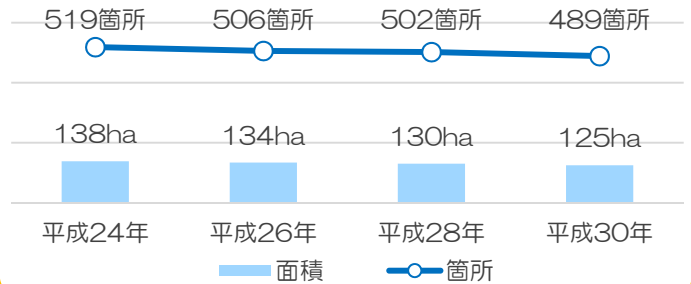
都市公園数・面積ともに増加していますが、人口増加に一人当たりの公園緑地面積は追いついていません

保全緑地指定箇所数と面積の推移



保全緑地は大きく変化することなく推移しています

生産緑地地区数と面積の推移



生産緑地地区はゆるやかに減少しています



緑の配置方針図

市内における緑の配置方針を体系的に示すため、緑のエリア・ネットワーク・拠点を「緑の配置方針図」として位置づけます。

緑の保全と創出エリア	●緑の保全エリア 既存の緑地や水辺を保全するエリアとして設定します。 ●緑の創出エリア 周辺環境との調和を図りつつ、新たな緑を創出するエリアとして設定します。
	●水の骨格 荒川、芝川、見沼代用水など、市域を流れる大小様々な河川や水路を「水のネットワーク」として重要な骨格と位置づけます。 ●緑の骨格 安行台地の斜面林を中心として、水辺の緑とともに「緑のネットワーク」として重要な骨格と位置づけます。 ●広域圏における役割 見沼田んぼは、首都圏及び埼玉県域における広域圏の貴重な緑の大規模空間です。 見沼田んぼの東西の緑を流れ、本市域に至る見沼代用水と、その支線である赤堀用水は、用水沿いに連続する斜面林の景観と一体となって、水と緑の骨格の一部を形成しています。
水と緑のネットワーク	
緑の保全・活用拠点	●豊かな自然環境を維持・保全する拠点 荒川河川敷のビオトープやイチリンソウ自生地などを「豊かな自然環境を維持・保全する拠点」として位置づけます。 ●一般公開されている緑の拠点 市民に広く利用されている公園や調節池広場等を「一般公開されている緑の拠点」として位置づけます。 ●緑の発信拠点 本市の顔となる駅周辺を「緑の発信拠点」として位置づけ、親しみやすく四季の変化が感じられる良好な景観形成を図ります。



緑の将来目標

目標① 美しい緑の景観づくり

緑の見た目の量を増やすことや、設置する緑の目的や効果を考慮して樹種を選定するなど、市民や来訪者のニーズを意識した緑のデザインや維持管理の徹底により、市民の緑の景観や管理への満足度を向上します。

目標指標	2019 年度	2033 年度
緑視率の上昇箇所の割合	緑視率の調査結果を基準に 上昇箇所の割合を目標値とする	50.0%

目標② 貴重な緑の保全・管理

近年、市街化調整区域内でも緑の減少が著しいことを踏まえ、今後は市街化調整区域内でも「特別緑地保全地区」・「保全緑地」を指定することで積極的に緑の保全を進めます。

目標指標	2019 年度	2033 年度
保全すべき緑地の確保 (特別緑地保全地区・保全緑地の面積)	18.2ha	20.0ha

目標③ 緑に親しむ環境づくり

生物多様性に配慮した公園や水辺空間を整備することで、市民が緑に親しむことができる環境づくりを進めます。

目標指標	2019 年度	2033 年度
市民が緑に親しめる公共施設等の数 (ビオトープ・自然公園等動植物が生息・生育できる公園等)	4 箇所	8 箇所以上



緑のまちづくりに向けた機能別方針

本市の緑の現況や緑への市民の意向等を踏まえた緑の課題を整理した上で、緑の持つ、「景観形成機能」、「環境保全機能」、「レクリエーション機能」、「生物多様性機能」、「防災機能」といった、5つの緑のまちづくりに向けた機能別方針を策定しました。

緑の機能	機能別方針	
(1) 美しい景観づくり	1)本市を代表する景観の保全	① 植木の里としての個性ある景観の維持・向上
		② 都市的土地利用との共存による緑の減少の抑制
		③ 河川・水路沿いの潤いのある水辺景観の整備・活用の推進
		④ 安行台地に形成される斜面林の景観の維持・向上
	2)都市景観の形成	⑤ 本市の顔となる鉄道駅周辺におけるふさわしい良好な緑の景観の創出
	3)歴史・文化資源周辺の景観の継承	⑥ 地域で育まれた歴史・文化と調和した緑の景観の保全・創出
	4)住宅地等の良好な景観の創出	⑦ 住宅地における緑の景観の創出
		⑧ 住・工混在地域や工場が多い地域における良好な緑の景観の創出
(2) 自然環境の保全	1)本市の水と緑の骨格を形成する自然環境の保全	① 安行・神根地域を中心として広がる農地等の保全
		② 河川・水路沿いの潤いのある水辺環境の形成
		③ 安行台地に形成される斜面林の維持・保全
	2)緑を活用した都市環境への負荷の軽減	④ 密集化が進行している市街地の緑の創出と環境負荷の軽減
		⑤ 風の道となる斜面林・河川・水路の連続性の確保の推進
		⑥ 生産緑地地区の維持・保全
(3) 緑を活かしたレクリエーション創出	1)自然とふれあえる環境の創出	① 自然とふれあえる水辺や緑地の活用の推進
		② 都市農地の活用の推進
	2)広域圏にわたるレクリエーション拠点の創出	③ 広域活動拠点の整備・活用の推進
	3)日常圏におけるレクリエーションの場の整備	④ 地域住民のニーズに対応した公園・緑地の機能の充実
		⑤ 潤いのある水辺空間のネットワーク化の推進
(4) 生物多様性の保全	1)動植物が生息・生育できる緑地空間の創出	① 動植物の生息・生育できる緑の保全・創出
	2)多様な動植物の把握と周知	② 生物調査に基づく動植物に配慮した環境の維持・保全
(5) 安全・安心な環境づくりへの貢献	1)緑による災害に対応する機能の強化	① 水害に備えた貯留施設等の整備と維持管理の強化
		② 自然災害等に備えた樹木の適正な管理の推進
	2)避難場所の確保	③ 農地等の緑地の一時的な避難場所への活用
		④ 広域避難場所等の防災機能の充実

主 な 方 針

川口市農業基本計画(川口市都市農業振興計画)の運用により、担い手育成の支援や緑のまちづくりを推進し、農業振興を通じて農地等の保全と個性ある景観の維持・向上を目指します。

安行近郊緑地保全区域に指定されている区域内の市街化調整区域では、既存の緑を守ることを前提としながらも、一定の条件を満たす建築行為を許容する中で、敷地内の緑化を義務づけるなどの制度を検討し、緑の減少を抑制します。

鉄道駅周辺では、管理ボランティア団体等との連携による花壇やプランターの設置や壁面緑化などにより、デザインされた緑の景観の創出や緑視率の向上に取り組みます。また、植木の里への玄関口となる鉄道駅では、緑化産業事業者と協力して緑化産業をPRできる緑の景観を創出します。

住・工混在地域や工場が多い地域では、壁面緑化や屋上緑化など、緑化補助事業を活用した緑化を推進し、緑の景観を創出します。

農地等の減少をくい止めるため、市民農園や体験農園、学校ファーム等の農地の活用を通じて農地の保全を図ります。また、植木の里としての魅力を高め、市内外へPRして農業を活性化することで農地の保全を図ります。

安行台地の斜面林は、動植物の貴重な生息・生育の場として、特別緑地保全地区や保全緑地への指定を推進するとともに、必要に応じて公有地化の検討により保全を図ります。

斜面林や河川・水路をはじめ、市内で風の道となる緑が分断している箇所については、保全緑地等への指定を検討するとともに、様々な手段を用いて市街地との緑の連続性の確保に努めます。

生産緑地地区の制度変更の周知に合わせ、新規指定や特定生産緑地地区への指定の更新を検討し、生産緑地地区の維持・保全に努めます。

市内に点在する水辺空間や緑地については、子どもから大人まで参加できる学習機会を提供し、活用していきます。

イイナパーク川口(赤山歴史自然公園)は、自然の生態系に配慮した整備を進めます。グリーンセンターや青木町公園は、今後、計画的に改修を行っていくことで活性化を図ります。

土地区画整理事業を通じて公園の整備を推進するほか、空地を活用した緑地の整備として市民緑地認定制度の導入や、無償提供公園として用地を借り受けるなどにより、公園、緑地の充実を図ります。

生物調査を実施し、市内にどのような動植物が生息・生育しているのか把握するとともに、動植物に配慮した緑の環境の維持・保全に努めます。また、市民が動植物の生息・生育できる緑の環境を理解してもらえる取組を進めます。

水害に対応するため、日常的には公園として活用できる調節池等の貯留施設の整備を推進します。また、農地や公園等の緑地を適正に維持・保全し、水害の発生を抑制していきます。

グリーンセンターは広域防災拠点として、物資の備蓄・集積拠点を兼ねているため、敷地内のオープンスペースの確保に努めます。

また、広域避難場所への誘致距離が離れた場所では、市民に対しホームページやハザードマップ等を通じて、一次避難場所や一とき避難広場、広域避難場所となっている身近な公園の位置の周知に努めます。



見沼用水路沿いの斜面林



J R川口駅 東口



イチリンソウ自生地



イイナパーク川口
(赤山歴史自然公園)



グリーンセンター



川口市が目指す緑の将来像の実現に向けて

《 緑 の 将 来 像 》

水と緑といきもので四季を感じる みんなが安らぐまち 川口

実現に向けて

緑のまちづくりに向けた機能別方針

緑地等の整備・管理方針

地域別方針

市民等との連携に向けた取組

市民・事業者の支援の充実

生け垣や植込地の設置や壁面緑化、屋上緑化など、補助金制度を活用した身近な場所における緑化の推進や、自然再生活動団体や地域のボランティアの方々への支援の充実を図ります。

環境教育・環境学習の推進

保全緑地等では、ボランティア団体の協力を得ながら自然観察会などを通じて、自然にふれあう機会の充実を図ることや、学校等の公共施設でのグリーンカーテンの設置等により、環境教育・学習を推進します。

緑の普及・啓発に向けた機会の提供

川口緑化センターやグリーンセンターなどの施設を活用し、栽培等の研修会を開催するとともに、イベント等において、植木を中心とした花き等をPRすることで、緑化産業の振興を図ります。

緑に携わる人材の育成・活用

保全や緑化活動に携わるボランティアの人材や、団体の育成を図る講座を開催し、緑化協力団体との協働により、緑化の推進を図ります。

■ 市民、関連団体・事業者、行政の連携

市民、関連団体・事業者、行政が協働しながら、緑の将来像の実現を目指します。

＜行政の役割＞

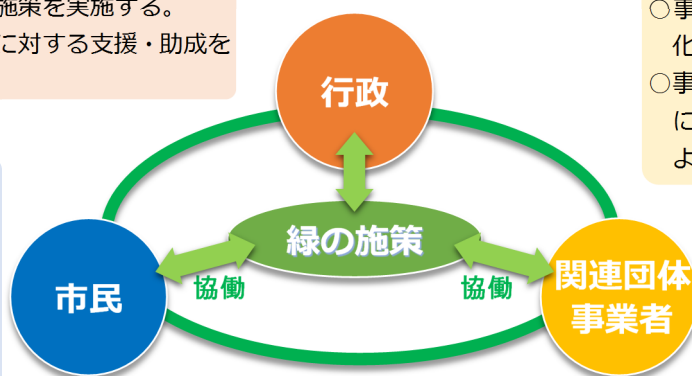
- 緑地保全・緑化施策を実施する。
- 地域の緑化活動に対する支援・助成を実施する。等

＜市民の役割＞

- 緑に対する興味・関心を持ち、居住する地域の緑化や管理活動の参加に努める。
- 所有または管理する土地の緑化や維持管理に努める。等

＜関連団体・事業者の役割＞

- 事業所周辺で実施されている緑化や管理活動の参加に努める。
- 事業所の敷地との接道部やなど、に見える場所の緑の量・質を高めよう努める。等



第2次 川口市 緑の基本計画 -概要版-

発行日/ 2019年4月

企画・編集/ 川口市 都市計画部 みどり課

発行者/川口市

〒334-8601 川口市青木 2-1-1

Tel (048) 258-1110 (代表)

